

町内保育所など一覧

保育所

	施設名	所在地	電話番号	定員(人)	開所時間(月～金)	開所時間(土)	対象年齢
町立	なかよし園	久保田1230番地1	☎(232)2762	50	7:00～19:00	7:00～18:00	0～5歳児
	みどり園	原水25050地1	☎(232)0452	100			
私立	白菊保育園	曲手499番地1	☎(232)2770	90			
	白鈴保育園	新山1丁目2番32号	☎(232)2764	90			
	さくら園	津久礼408番地	☎(232)2763	70			
	光の森武蔵ヶ丘保育園	武蔵ヶ丘3丁目50-2	☎(337)4651	100			
	光の森キャロット保育園	光の森7丁目16番地2	☎(233)0098	100			
	こうのとり保育園	原水5666番地22	☎(285)4651	100			
	優真保育園	原水1462番地	☎(232)8977	90			
	元気の森ラビット保育園	武蔵ヶ丘北3丁目1番31号	☎(288)5808	100			
	三里木保育園	津久礼2313番地1	☎(285)1105	90			
	津久礼ヶ丘保育園	津久礼2番地3	☎(288)6591	120			
げんき保育園	沖野2丁目18番2号	☎(282)8460	100				
もみじ園	原水5208番地11	☎(232)2009	90				

認定こども園(注1)

	施設名	所在地	電話番号	定員(人)	開所時間(月～金)	開所時間(土)	対象年齢
私立	尚綱大学短期大学部附属こども園	武蔵ヶ丘北2丁目8番1号	☎(338)6771	90	7:00～19:00	7:00～18:00	0～5歳児
	認定こども園 美鈴幼稚園	武蔵ヶ丘北3丁目1番35号	☎(338)6158	70			

小規模保育所

	施設名	所在地	電話番号	定員(人)	開所時間(月～金)	開所時間(土)	対象年齢
私立	べる保育園	武蔵ヶ丘2丁目9番21号	☎(245)6549	19	7:00～19:00	7:00～18:00	0～2歳児
	あゆむ保育園	津久礼2386番地1	☎(233)0785	19			
	こども園てんとうむし	津久礼2409番地1	☎(232)0909	19			

事業所内保育所(注2)

	施設名	所在地	電話番号	定員(人)	開所時間(月～金)	開所時間(土)	対象年齢
私立	くまりはキッズガーデン	曲手760番地	☎(233)2720	7	7:00～19:00	7:00～18:00	0～2歳児
	菊陽ぼっぼ保育園	原水5587番地	☎(232)3174(内657)	7			

家庭的保育室

	施設名	所在地	電話番号	定員(人)	開所時間(月～金)	開所時間(土)	対象年齢
私立	家庭的保育室 シェ・ヌヌ	津久礼2158番地24	☎(237)7892	5	9:00～17:00	—	0～2歳児
	家庭的保育室 あんよ保育室	津久礼2395番地2	☎080(2770)6964	5			

(注1)尚綱大学短期大学部附属こども園・美鈴幼稚園の定員は、保育を必要とする子どもの受け入れ人数です。  
 (注2)くまりはキッズガーデンおよび菊陽ぼっぼ保育園の定員は、従業員の子ども分を除いた受け入れ人数です。



11月2日(月)～30日(月)  
**令和3年度保育所入所申し込みを受け付けます**

☎ 子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202

令和3年4月～6月に保育所と認定こども園の保育所部分(以下、園)に入所または転園を希望する人の申し込みを受け付けます。

保育所や認定こども園への入所申し込み



- 申込期間  
11月2日(月)～30日(月)
- 申込書類の配布場所  
各園、子育て支援課、西部支所
- 10月中旬より配布予定
- 申込場所  
第1希望の園
- 家庭的保育室シェ・ヌヌ、あんよ保育室、町外の園を希望する人は子育て支援課に申込書類を提出してください。
- 必要書類
- ① 保育所等入所申込書

入所基準	保育を必要とする状況を明らかにする書類	
就労	会社員	就労(予定)証明書
	自営業・農業	自営業・農業従事申立書
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の分かるページ)	
疾病・障がい	診断書(病状・保育できない期間が記載されたもの)・障害者手帳などの写し	
家族の介護・看護	介護スケジュール・ケアプランの写しなど(保育できないことが分かる書類)	
災害復旧	り災証明書・復旧に要する時間が分かるもの	
求職活動(起業準備を含む)	求職活動報告書	
就学	在学証明書(合格通知書など)・カリキュラム(時間割など)	

※同居の祖父母が65歳未満の場合は、祖父母の書類も併せて提出してください。

③ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(児童1人につき1部)

② 保育を必要とする状況を明らかにする書類(両親分)

- ④ 保育所等入所申込みに関する確認票(児童1人につき1部)
- 令和2年1月1日の住所が町外の人のみ必要な書類
- ⑤ 令和2年度所得・課税証明書(両親分)

※令和2年1月1日に住所のあった市区町村で発行

- 入所の決定  
 ・ 選考基準に基づき保育の必要度が高い順に入所を決定します。  
 ・ 入所希望者が多く、希望する園に入所できない場合があります。
- 利用者負担額  
 保護者や家計の主宰者の市町村民税の課税状況(4月～8月分は前年度、9月～3月分は現年度の課税状況)に応じて決定します。

また、幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児の利用者負担額は無償(0歳～2歳児については、住民税非課税世帯のみ)となりますが、副食費(給食費)は別途、支払いが必要となります。

収入などの条件によっては、副食費も免除となる場合があります。

- 注意事項  
 ・ まだ生まれていない子どもの入所申し込みはできません。  
 ・ 在園児で町内の利用中の園に継続して入所を希望する場合は、今回

の申し込みは不要です。  
 ・ 在園児が転園や町外の保育所などに入所を希望する場合、新たに申し込み場合は、今回の申し込みが必要ですが、希望施設を限定すると、他の園に空きがあっても入所できません。可能な限り、より多くの施設を希望することをおすすめします。

申し込み後、家庭状況に変更があった場合、12月25日(金)(消印有効)までに関係書類をご提出ください。  
 ・ 結果は、2月初旬頃に通知する予定です。電話やメールなどでは、選考状況や結果についてお答えできません。

申請書には、マイナンバーの記入が必要です。申請書提出の際は、身元確認と番号確認が必要となります。申請の際にはマイナンバーカードを持参してください。  
 ※育児休業中の人など申し込みできない場合があります。ただし、育休明けからの入所を希望される場合などは申し込みができますので、不明な点は事前にご相談ください。  
 ※幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、在園児が3歳になったときではなく、3歳到達後の4月からとなります。